

仕 様 書

1. 件名 西之表港湾事務所小型乗用自動車法定12ヶ月定期点検整備外1件
2. 施行場所 請負者工場
(※ただし、自動車の引渡は九州地方整備局西之表港湾事務所にて行うものとする。)
3. 対象物件 ①小型乗用自動車(日産 セレナ 6AA-GC28 令和5年購入)
②小型貨物自動車(トヨタ プロボックス 6AE-NHP160V 令和5年購入)
4. 履行期限 令和7年12月19日
なお、実施日については当局係員と調整するものとする。

5. 点検整備内容

①については法定12ヶ月定期点検

②については継続検査

継続検査において、継続検査手続き、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料(12ヶ月)についての手続き1式も請負者において実施するものとし、完了後はすみやかに当局係員へ当該自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書を引き渡すものとする。

なお、当局は国の機関で検査手数料(印紙代)は不要である。

大分類	中分類	小分類	単位	数量	備考
12ヶ月定期点検 整備	点検	法定点検	式	1	
継続検査	車検	車検登録手続き	式	1	
		車検時定期点検	式	1	
	整備	エンジンオイル交換	式	2	
		オイルエレメント交換	式	2	
		ワイパーゴム交換	式	2	フロント、バック

6. 契約変更

点検の結果、5.点検整備内容に掲げる項目以外で、車両の安全運行に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議することとし、当局が必要であると認めた場合は使用内容を変更した上で実施するものとする。この場合において、請負代金、履行期限に変更が必要な場合は協議し契約変更を行う。

7. 検査

本仕様書に従い点検整備が実施され、必要書類等の提出がされたことの確認をもって検査とする。

8. 支払条件

検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

9. その他

本仕様書に定めのない事項、または点検整備実施上で疑義が生じた場合は、別途当局係員と協議するものとする。